

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成27年6月18日(2015.6.18)

【公表番号】特表2013-537686(P2013-537686A)

【公表日】平成25年10月3日(2013.10.3)

【年通号数】公開・登録公報2013-054

【出願番号】特願2013-520843(P2013-520843)

【国際特許分類】

H 01M 12/08 (2006.01)

H 01M 2/10 (2006.01)

H 01M 2/36 (2006.01)

H 01M 4/90 (2006.01)

【F I】

H 01M 12/08 K

H 01M 2/10 E

H 01M 2/10 M

H 01M 2/36 101J

H 01M 4/90 M

H 01M 4/90 X

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年4月22日(2015.4.22)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

バッテリセルアセンブリであって、

該バッテリセルアセンブリは、

第1の金属電極、第1の空気電極、および該第1の金属電極と該第1の空気電極との間の電解質を有する第1のセルと、

第2の金属電極、第2の空気電極、および該第2の金属電極と該第2の空気電極との間の電解質を有する第2のセルと

を含み、

該第1のセルの該第1の金属電極は、空気トンネルが該第1の金属電極と該第2の空気電極との間に形成されるよう、該第2のセルの該第2の空気電極に接触し、該第1の金属電極と該第2の空気電極とは、実質的に、垂直方向に整列させられ、水平方向に方向付けられており、

ここで、該第1の金属電極は、該第2の空気電極の付近で折り曲げられることによって、該第2の空気電極に接触し、それにより、セントロードを形成する、

バッテリセルアセンブリ。

【請求項2】

前記第1および第2の金属電極、ならびに前記第1および第2の空気電極は、実質的に水平方向の方向付けで収納されている、請求項1に記載のバッテリセルアセンブリ。

【請求項3】

前記セントロードは、前記第1のセルと前記第2のセルとの間に直列接続を提供する、請求項1に記載のバッテリセルアセンブリ。

【請求項 4】

前記第1のセル、前記第2のセル、および1つ以上のセルは、垂直方向に積み重ねられ、水平方向に方向付けられ、所望の電圧を達成するように選択される、請求項1に記載のバッテリセルアセンブリ。

【請求項 5】

水平方向のガス流が、前記空気トンネル内を流れる、請求項1に記載のバッテリセルアセンブリ。

【請求項 6】

第3の金属電極、第3の空気電極、および該第3の金属電極と該第3の空気電極との間の電解質を有する第3のセルと、

第4の金属電極、第4の空気電極、および該第4の金属電極と該第4の空気電極との間の電解質を有する第4のセルと

をさらに含み、

該第3のセルの該第3の金属電極は、空気トンネルが該第3の金属電極と該第4の空気電極との間に形成されるように、該第4のセルの該第4の空気電極の付近で折り曲げられ、それにより、第2のセントロードを形成し、

該第2のセントロードは、前記第1のセルと該第2のセルとの間に接続を提供する前記セントロードと電気的に接触している、請求項3に記載のバッテリセルアセンブリ。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0010

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0010】

本発明の他の側面によれば、付加的な方法が提供されてもよい。エネルギーを貯蔵するための方法は、間に空隙を有する1つ以上の双極空気電極（これは、「セントロード」と呼ばれる得る）、より具体的には、第2のセルの空気電極と接触している第1のセルの金属電極を有するもの、を提供するステップであって、空気トンネルが、金属電極と空気電極との間に提供される、ステップと、1つ以上のセントロードを覆うように延在する第1のフレーム、および1つ以上のセントロードより下に延在する第2のフレームを提供するステップとを含んでもよく、ここで、第1のセルは、金属電極を覆い、電解質を受け入れるために第1のフレームによって取り囲まれる空間を備え、そして第2のセルは、空気電極より下にあり、電解質を受け入れるために第2の空間によって取り囲まれる空間を備える。いくつかの実施形態では、セントロードが、本明細書の他の場所で説明または図示されるように提供されてもよい。